

64-4 紙器・段ボール箱製造職種(段ボール箱製造作業)

2010.8.26

<p>作業の定義</p>	<p>段ボール箱製造機械を使用し、段ボール箱(注1)[段ボール(注2)で作った箱]の製造を行う作業をいう。</p> <p>注1 段ボールで作った箱。用途によって次の種類がある。 1.外装用段ボール箱 2.内装用段ボール箱 3.個装用段ボール箱</p> <p>注2 波形に成形した中芯(しん)の、片面又は両面にライナをはったもので、次の種類がある。 1.片面段ボール 2.両面段ボール 3.複両面段ボール 4.複々両面段ボール</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)段ボール箱製造作業 ①段ボール箱製造機械による段ボール箱加工作業 ②原稿(図面・仕様書・作業指示書等)の読解作業 ③断裁機による断裁加工作業 ④印刷加工の補助作業</p> <p>(2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③紙器・段ボール箱製造職種に必要な整理整頓作業 ④紙器・段ボール箱製造職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">※</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①印刷箱打抜き作業 ②印刷箱製箱作業 ③貼箱製造作業 ④印刷作業 ⑤表面加工作業 ⑥CAD/CAM作業</p> <p>(2)周辺作業 ①梱包作業 ②出荷作業 ③フォークリフト運転作業(特別教育又は技能講習が必要。)</p> <p>(3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>一つ以上必ず使用すること。</p> <p>①紙器用素材(材料) 1.紙器用板紙(白板紙、色板紙、チップボール等) 2.打抜き用罫及び刃 3.溝切りテープ[面彫り(紙に罫をつける際の前工程として行われる作業)用]</p> <p>②段ボール箱用素材(材料) 1.段ボール(片面段ボール、両面段ボール、複両面段ボール、E段、G段等) 2.打抜き用罫及び刃 3.溝切りテープ[面彫り(紙に罫をつける際の前工程として行われる作業)用]</p> <p>③印刷用素材(材料) 1.印刷用製版 2.印刷用インキ</p> <p>④補助材料 1.接合剤 2.平線(巻線) 3.接着剤</p>
<p>使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>1.、3.、4.を必ず使用し、その他は必要に応じて使用すること。 1.断裁機(裁断機ともいう。) 2.印刷機 3.接合機[グルワ(グルア)、ステッチャ] 4.打抜き機(量産品の加工は、主にロータリダイカッタ等を使用するケースが多い。) 5.落丁機 6.各種手工具</p>
<p>製品の例</p>	<p>各種段ボール箱</p>
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.板紙製造作業 2.段ボール製造作業 3.紙袋製造作業 4.紙製食器製造作業 5.工業包装作業 6.紙断裁作業のみの場合 7.印刷作業のみの場合 8.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</p>